

平成 20 年度工事定期監査(第 2 期)の結果に基づき講じた措置等

(保健福祉局, 建設局, 都市計画総局)

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(1) 設計</b>		
<p><b>ア 工事での詳細設計の明記</b></p> <p>北区有馬町において、現道の交通混雑の解消を図り、歩行者の安全確保や地区の居住環境の向上を図る目的で、バイパス道路整備を行うための橋梁上部工の桁製作を行う工事である。</p> <p>本工事は、発注前から「詳細設計付き工事」として位置付けていた。しかしながら、特記仕様書には詳細設計を行う旨の明記はなく、この詳細設計に要する費用も計上されておらず、設計変更で追加されていた。また、この費用の積算にあたり、設計業務を行う技術者等の労務単価が適切でなかった。</p> <p>詳細設計業務を含むか否かは、全体工期等契約条件に影響を及ぼすこともあることから、当初において特記仕様書に明記するとともに必要な費用を計上し、適切に積算すべきであった。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p> <p>[No.10 有馬山口線橋梁上部工製作及び架設工事]</p>	<p>今後はこのようなことが無いよう、平成 21 年 3 月 4 日に事務所内で研修会を開催し、周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(1) 設計</b>		
<p><b>イ 既設橋梁の耐震補強</b></p> <p>本工事は、緊急輸送路線である主要地方道小部明石線に架設された西区の二越橋（橋長54m、幅員10.5m、3径間単純プレテンション中空床版橋）の耐震補強工事である。</p> <p>本橋梁は昭和43年に架設されたものであるため、現行の耐震基準（道路橋示方書・同解説V耐震設計編、平成14年3月、（社）日本道路協会）を満たすよう耐震補強したものである。耐震基準では、大規模地震が生じて最も悪の落橋を防止するため、橋軸方向と橋軸直角方向に必要な対策として「落橋防止システム」を講じることになっている。</p> <p>本工事においては、橋軸方向については沓座を拡幅し、桁かかり長を増すことによって落橋防止を図っているが、橋軸直角方向については変位制限構造が必要であるにもかかわらず、添架物件の制約から落橋防止対策が講じられていない状況である。</p> <p>添架物件自体も本橋が落橋すれば機能を損なうものであり、まず、本橋の耐震機能の向上を優先させるよう関係先と事前協議し、耐震補強を進める必要があった。</p> <p>既設橋梁の耐震補強にあたっては、添架物件の処理（仮移設等）を伴わざるを得ない場合もあるという前提で、必要な場合は道路管理者として適切な時期に関係先と協議し、本来の目的を果たせるよう耐震補強すべきであった。</p> <p>（建設局西建設事務所）</p> <p>[No.12 二越橋耐震補強工事]</p>	<p>本橋梁においては、既設桁及び橋脚の構造や添架物件の制約から、橋軸直角方向の変位制限構造の設置が、極めて困難と考え、必要性を認識しながらも、本工事では、施工していなかった。</p> <p>既に、構造についての詳細な検討を進めており、できる限り早期に構造を決定し、設置していきたい。</p> <p>また、平成21年3月18日の「土木工事関係係長会」（道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課の工事関係の係長会）で内容を説明した上で、周知徹底した。</p>	<p>措置方針等</p> <p>↓</p> <p>措置済 平成23年5月 10日 参照</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
<p><b>ウ 視覚障害者誘導用ブロック等の設置</b></p> <p>本工事は、JR 灘駅周辺他の歩道の段差を解消し「あんしん歩道」を整備する工事である。</p> <p>既設歩道の改良は、視覚障害者誘導用ブロック（以下、「誘導用ブロック」という。）の貼替えを含め、現場状況に即した対応が必要であり、画一的な対処では効果が十分発揮されない場合が多い。</p> <p>本工事においても、次のような不適切な状況がみられた。</p> <p>現場状況をより一層考慮した上で、設計施工すべきであった。</p> <p>① 誘導用ブロックが横断歩道幅と 1 枚分ずれており、斜縁石ブロックにつまずく形態となっていたもの</p> <p>② 道路を挟んで誘導用ブロックの方向がずれていたもの</p> <p>③ 2 方向の誘導用ブロックが必要でありながら、1 方向しか設置されていなかったもの</p> <p>④ 誘導用ブロックの貼替えに合わせて、すぐ際の柵蓋の柵目幅を細めタイプに交換しておくべきであったもの</p> <p>⑤ 乱横断防止柵が必要であるにもかかわらず設置されていなかったもの</p> <p>（建設局東部建設事務所） [No.16 JR 灘駅周辺他歩道段差解消工事]</p>	<p>今後は、現地と設計図書を十分注意して確認しながら、請負業者とより綿密に打合せをしていくよう、監督員に対して啓発した。また、所内でのチェック機能を高めていくよう、平成 21 年 3 月 18 日「土木工事関係係長会議」（道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会）で内容を説明するとともに、平成 21 年 3 月 25 日の所内会議で監督員への周知徹底を図った。</p> <p>① 該当箇所の誘導用ブロックを撤去した。（平成 20 年 12 月 19 日）</p> <p>② 該当箇所は、交差点北側の工事を先行したために、交差点南北で一時的に誘導ブロックの配置がずれた状態の時期があったが、後続工事にて現行基準等を考慮して誘導用ブロックを設置した。（平成 21 年 3 月 10 日）</p> <p>③ 該当箇所にもう 1 方向の誘導ブロックを設置した。（平成 20 年 12 月 19 日）</p> <p>④ 該当箇所の柵蓋を細目タイプに交換した。（平成 21 年 3 月 18 日）</p> <p>⑤ 該当箇所に乱横断防止柵を設置した。（平成 21 年 3 月 18 日）</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(1) 設計</b>		
<p><b>エ 公園内階段降り口の排水皿溝</b></p> <p>本工事は、東灘区の西平野公園（街区公園）の整備工事である。</p> <p>本工事では、階段降り口の踏面背後に表面水を処理するために排水皿溝を設置したため、皿溝の窪みにより平坦性が損なわれ、つまずき等への安全性を欠く状況となっていた。</p> <p>階段の平坦性に配慮した安全な設計とすべきであった。</p> <p>（建設局公園砂防部緑地課，東部建設事務所） [No.24 東灘山手1号公園整備工事]</p>	<p>平坦性を増すための改善（皿溝撤去，U型トラフ設置（細目グレーチング），点字ブロック設置等）を行なった（平成21年3月16日）</p> <p>なお，本工事施工中の平成20年2月に策定された「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」において，「階段の登り口，降り口には120cm以上の水平部を設置することが望ましい。」と明記されており，平成21年3月12日の事務所連絡会において，特に新設の公園においては，ガイドラインに配慮するよう周知を図った。また，神戸市公園施設標準図集の改定（平成21年10月頃改定予定）時に，皿溝について，「歩行者の動線上には設置しない」ことを明記する予定。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(1) 設計</b></p>		
<p><b>ク 地中電線路の埋設深さ</b></p> <p>国の「建築設備設計基準」では、「引込み管路, 車両等重量物の圧力がかかる場所に布設する管路, 高圧管路, 幹線管路」以外は地表面(舗装がある場合には舗装下面)より 30 cm以上と規定されている。</p> <p>しかしながら, 都市計画総局の再開発ビル・学校等の電気設備工事においては, 敷地内の地表面下に低圧ケーブル管路を一律に 60 cmの深さで埋設する設計となっていた。</p> <p>建築設備設計基準に基づき, 地中低圧ケーブル管路については, 埋設深さを浅くする方向で設計を行うことにより, 経済的な設計や施工の簡略性に努めるべきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部設備課)</p> <p>[No.67 (仮称)新長田駅南地区若松 3 第 5 工区再開発ビル電気設備工事]</p> <p>[No.74 (仮称)青陽中養護学校校舎新築電気設備工事]</p> <p>[No.78 旧神戸移住センター整備電気設備工事]</p>	<p>地中電線路の埋設深さの基準を明確にし, 平成 21 年 3 月 12 日の合同係会議において設計担当職員にその内容について周知徹底しました。又, 平成 21 年度 設計図書作成要領の改訂時(平成 21 年 7 月 1 日運用)から, 地中電線路の埋設深さの基準を見直すこととしました。</p> <p>なお, 本件については工事中に対応いたしました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(1) 設計</b></p> <p><b>ケ 幹線分岐ケーブルの決定</b></p> <p>本工事は、新長田の再開発ビル建設に伴う電気設備工事である。</p> <p>「電気設備に関する技術基準を定める省令」の具体的基準である「電気設備の技術基準の解釈について」によれば、幹線より分岐するケーブルの太さは、分岐後の長さが8m以下（3m以下を除く）の場合と8mを超える場合とで選定方法が異なる。長さ8m以下にした場合、その幹線分岐ケーブルは、幹線上位側に設置された過電流遮断器の定格電流の35%以上の許容電流のものを選定する必要がある。</p> <p>しかしながら、本工事では、住戸内への電源引込ケーブルについて、ビルの電気室に設置された過電流遮断器の定格電流の35%以上の許容電流のケーブルを選定し、住戸のメーターボックス内から住戸内分電盤への引込ケーブル長を8m以下とする設計としていたが、住戸によっては引込ケーブル長が8mを超えるタイプのものがみられた。</p> <p>基準に基づき、ケーブル太さを見直すか、8m以下になるよう住戸内分電盤または過電流遮断器を設置すべきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部設備課)</p> <p>[No.67 (仮称)新長田駅南地区若松3第5工区再開発ビル電気設備工事]</p>	<p>平成21年3月12日の合同係会議において、設計図面に整合した設計計算書の作成を行い、基準に適合した設計を行うように設計担当職員に周知徹底しました。</p> <p>なお、本件については工事中に対応いたしました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(1) 設計</b></p>		
<p><b>コ 水道水配管の接続</b></p> <p>本工事は、垂水処理場の 2-1 消化タンクの増設にともなう機械設備工事である。</p> <p>本工事では、消化タンクの加温設備として温水ボイラの設置と温水循環配管の施工を行っているが、温水循環配管への水道水補給は、既設建物内の水道水配管から分岐した配管を直接温水循環配管に接続する設計としていた。</p> <p>しかし、この方式では温水循環配管で閉塞等が起こった場合、温水が水道水配管に逆流し衛生面で問題を生じる恐れがあり、水道局では「受水タンク以下装置指導基準」において、飲料用給水配管を直接他の配管設備に接続しないように指導している。</p> <p>万一の場合にも温水が水道水配管に逆流しないように、水道水補給方法を改善すべきである。</p> <p>(建設局下水道河川部工務課)</p> <p>[No.46 垂水処理場 2 系汚泥消化タンク機械設備工事]</p>	<p>平成 21 年 4 月 10 日 「施設担当主幹・係長会議」で説明し、各所属においては、処理場全体会議にて、各担当者へ研修を行い周知徹底した。また、あわせて設備係掲示板「(機械電気) 設計調査確認リスト」へも掲載し周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 設計</b></p>		
<p><b>サ 水槽の溢水対策</b></p> <p>本工事は、須磨区の特別支援学校の新築にと もなう機械設備工事である。</p> <p>災害等の非常時にプールの水を水洗便所で 使用する目的で、校舎屋上のプールと地下の雑 用水槽を配管で接続している。しかし、プール の貯水量(約 200m<sup>3</sup>)に対して雑用水槽の容量 (30m<sup>3</sup>程度)は小さく、バルブの開閉操作を誤る と雑用水槽が溢水する危険があるにもかかわらず、雑用水槽の直近にバルブが無く、槽内 にもオーバーフロー管が無い設計になっていた。</p> <p>使用者の安全と便宜に配慮した設計を行う べきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部設備課)</p> <p>[No.76 (仮称)青陽中養護学校校舎新築給排水設 備工事]</p>	<p>平成 21 年 3 月 12 日の合同係会議におい て、水槽の溢水対策の考え方について、設 計担当職員に周知し、設計のチェックを十 分行うように徹底しました。</p> <p>なお、本件については工事中に対応いた しました。</p>	<p>措置済</p>



指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p>		
<p><b>ア 枯松吊切り時のクレーン費の算定</b></p> <p>舞子墓園において、枯松の倒木による人身事故や墓石損傷が生じたため、本作業は枯れた危険木を伐倒し、事故の発生を未然に防止するものである。</p> <p>墓地や道路付近等伐倒作業に伴い事故の恐れがある箇所では、トラッククレーンで枯木を吊り、根元を切り伐倒している。この作業に関する歩掛はなく、他の歩掛を参考にして作成した代価表を使用し積算を行っている。</p> <p>しかし、実際のクレーンの稼働状況等を確認したところ、積算における根拠とは大きく異なっていた。</p> <p>設計金額の多寡にかかわる内容であり、実績について調査したり他の方法で確認するなど、慎重な対応が必要であった。</p> <p>(保健福祉局健康部生活衛生課)</p> <p>[No.3 枯松(危険木)伐倒作業(その1)]</p>	<p>○原因・背景</p> <p>急遽枯松を伐倒する必要が生じ、他局の事例を参考にして積算したが、現場の作業内容を十分に把握しないまま、先行事例の積算を適用したことに問題があった。</p> <p>○今後の対応</p> <p>担当部署において歩掛りの再検討が行われ、樹木の伐倒等についての歩掛りを整備中である。</p> <p>今後はこの歩掛りを参考にし、現場状況に応じて3社以上の見積りを取るなどして積算を行う。</p>	<p>措置方針等 ↓ 措置済 平成24年3月 19日 参照</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p> <p><b>イ 施工単価の算定</b></p> <p>本工事は、緊急輸送路線である主要地方道小部明石線に架設された西区の二越橋（橋長54m, 幅員 10.5m, 3 径間単純プレテンション中空床版橋）の耐震補強工事である。</p> <p>本工事では、橋脚をポリマーセメントモルタルによる増厚工法により耐震補強しているが、その施工単価の一部において次のような不適切な事例がみられた。</p> <p>積算にあたって照査体制を強化し、適切に施工単価を算定すべきであった。</p> <p>① 増厚工の単価</p> <p>増厚工の単価設定にあたり、ポリマーセメントモルタルの 1kg 当り単価を入力間違えたため過大となっていたもの</p> <p>② 主筋固定工の単価</p> <p>主筋固定工の単価設定にあたり、主筋 1 本当り 4 箇所, 計 400 箇所当りで割戻し単価設定すべきところを, 計 100 箇所当りで割戻したため過大となっていたもの</p> <p>(建設局西建設事務所)</p> <p>[No.12 二越橋耐震補強工事]</p>	<p>今後は、このようなことがないよう、特に直接入力による単価について、入念にチェックするなど、照査体制の強化を図るよう、平成 21 年 2 月 18 日の事務所内会議で周知徹底した。</p> <p>また、平成 21 年 3 月 18 日の「土木工事関係係長会」（道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課の工事関係の係長会）で、内容を説明した上で、周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p> <p><b>ウ 積算根拠の整備</b></p> <p>設計積算においては、数量や単価等の算出根拠を明確にし整理するとともに、それらの積算参考資料は適宜更新していく必要がある。</p> <p>しかし、今回監査した公園管理作業等においては、以下のように積算根拠や積算参考資料の整備や更新が不十分な状況がみられた。また、公園の各部署（各課，各建設事務所）で不統一な事例もみられた。</p> <p>公園管理作業等における積算根拠や積算参考資料を統括的に整備し管理する必要がある。</p> <p>① 本市公園緑地工事積算参考書（昭和 63 年）の更新</p> <p>1) 経費率の補正</p> <p>直接工事費から計上される共通仮設率にさらに管理作業補正値を乗じているが、その根拠が整備されていないもの （建設局公園砂防部管理課）</p> <p>[No.31 西部管内公園管理作業] [No.32 北管内街路樹剪定作業] [No.34 フラワーロード他管理作業] [No.36 東部管内害虫駆除作業] [No.38 公衆便所清掃作業その 2]</p> <p>2) 処分質量</p> <p>高木伐採撤去の処分質量を算定するための幹材積，立木材積換算係数，比重の根拠が整備されていないもの （建設局公園砂防部管理課，西建設事務所）</p> <p>[No.33 西管内緑地帯管理作業（その 3）]</p>	<p>①</p> <p>1) 公園管理作業の積算基準全般の整備を行う中で、経費率の取り扱いについて整備する（平成 21 年度中に整備予定）。</p> <p>2) 公園管理作業の積算基準全般の整備を行う中で、高木伐採撤去の処分質量の算定方法について整備する（平成 21 年度中に整備予定）</p>	<p>措置方針等 ↓ 措置済 平成23年5月 10日 参照</p> <p>措置方針等 ↓ 措置済 平成23年5月 10日 参照</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p> <p>3) 清掃作業の歩掛 歩掛として継続的に使用しているが、その根拠が明確ではなく、妥当性を再確認することが必要なもの (建設局公園砂防部管理課) [No.31 西部管内公園管理作業(その2)]</p> <p>② 設計数量の根拠</p> <p>1) 間伐の単価区分 間伐の単価区分は、平均胸高直径と密度(本/ha)を指標に設定されているが、その根拠となる出来高成果など実績数量が整備されていないもの (建設局公園砂防部森林整備事務所) [No.30 背山緑化事業]</p> <p>2) 設計数量 設計数量(面積、本数、回数等)の明確な根拠がないまま、代々、前年と同じ数量を用いているもの (建設局公園砂防部管理課、西建設事務所) [No.33 西管内緑地帯管理作業(その3)] (建設局公園砂防部管理課) [No.34 フラワーロード他管理作業]</p> <p>3) 刈込作業の対象面積 刈込作業の数量は投影面積とし、その作業範囲は、頂部ならびに2側面も含むこととなっているが、作業実績の一部には頂部と1側面という状況もみられ、取扱い上の統一等の改善が必要なもの (建設局公園砂防部管理課 公園管理作業全般)</p>	<p>3) 公園管理作業の積算基準全般の整備を行う中で、現行の根拠の妥当性を確認するとともに、清掃作業の積算根拠を整備する。(平成21年度中に整備予定)</p> <p>②</p> <p>1) 不足していた出来高成果表について、平成21年11月19日に提出を受け、内容の確認を行った。</p> <p>2) 当該作業では、管理すべき面積数量として、設計数量を定めているが、求積資料など設計数量の根拠資料については不足している部分があるため、今後各作業において根拠資料を整備していく。(平成21、22年度で整備予定)</p> <p>3) 公園管理作業の積算基準全般の整備を行う中で対象面積の取扱いを統一する。(平成21年度中に整備予定)</p>	<p>措置方針等 ↓ 措置済 平成24年11月13日 参照</p> <p>措置済</p> <p>措置方針等 ↓ 措置済 平成23年5月10日 参照</p> <p>措置方針等 ↓ 措置済 平成23年5月10日 参照</p>

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p>		
<p>③ 作業車の運転時間の根拠</p> <p>1) 灌水作業の散水車運転時間 灌水作業の散水車 1 日当りの運転時間が不統一で、根拠が整備されていないもの (建設局公園砂防部管理課) [No.34 フラワーロード他管理作業] (建設局公園砂防部管理課, 垂水建設事務所) [No.35 垂水管内公園樹木街路樹灌水作業]</p> <p>2) 普通トラック運転時間 i) 巡回管理作業の普通トラック 1 回当りの運転時間の根拠が整備されていないもの (建設局公園砂防部管理課, 西建設事務所) [No.33 西管内緑地帯管理作業(その3)]</p>	<p>③</p> <p>1) 平成 21 年度発注分より, 各作業における運転時間の根拠を整備し, 取扱いを統一する。(平成 21 年 6 月頃統一予定)</p> <p>2) 作業実態を踏まえ, 運転時間の根拠を整備する。(平成 21 年度中に整備予定。平成 21 年度の管理作業については, 根拠が整備されていない巡回管理作業を設計から除外している。)</p>	<p>措置方針等 ↓ 措置済 平成23年5月10日 参照</p> <p>措置方針等 ↓ 措置済 平成23年5月10日 参照</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p>		
<p><b>エ 鉄骨建方機械器具費の計上</b></p> <p>建築工事における鉄骨建方機械器具費の計上について、以下の不適切な取扱いがみられた。</p> <p>積算基準に基づき、適切な積算をすべきであった。</p> <p>① 神戸市建築工事積算要領には、鉄骨工事の鉄骨建方機械器具費は共通仮設費の積上げ分として計上することとなっているが、鉄骨工事の直接工事費として計上していたもの (都市計画総局市街地整備課新長田南再開発事務所) [No.53 (仮称)新長田駅南地区若松 3 第 5 工区再開発ビル新築工事] (都市計画総局建築技術部建築課) [No.58 布引中学校耐震補強他工事] [No.59 (仮称)青陽中養護学校校舎新築工事] [No.61 旧神戸移住センター整備工事] [No.63 稗田地域福祉センター他改修工事] [No.66 有瀬学童保育コーナー新築工事]</p> <p>② 鉄骨建方機械器具費が未計上であったもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.56 長峰中学校耐震補強他工事]</p> <p>③ 鉄骨建方機械器具費を鉄骨直接工事費及び共通仮設費に二重計上していたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 垂水処理場第 3 期拡張西工区建設工事]</p>	<p>積算要領の認識不足が原因であり、積算要領の取扱いを周知し、積算関係書類のチェックを確実にを行うように徹底することとした。</p> <p>事務所の 1・3 地区定例会議(平成 21 年 3 月 5 日開催)において周知徹底した。 (都市計画総局市街地整備課新長田南再開発事務所)</p> <p>設計担当者の認識不足、および内訳書のチェック不足等が原因であるため、鉄骨建方機械器具費等の算定についての取扱いを平成 20 年 12 月 26 日に課内職員に周知を行い、さらに、内訳書のチェックを徹底するよう、課内会議(平成 21 年 4 月 15 日)において確認し、課内に周知いたしました。</p> <p>なお、平成 21 年 6 月から神戸市建築技術管理委員会において『鉄骨建て方機械器具費は、揚重機械器具費に含み、共通仮設費として積上げる』よう、神戸市建築工事積算要領の改訂を行う予定です。 (都市計画総局建築技術部建築課)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p>		
<p><b>オ 設計時期の異なる工事の同一発注における積算の不整合</b></p> <p>本工事は、灘区における中学校の耐震補強他工事である。</p> <p>設計時期の異なる東校舎棟及び屋内運動場棟の2棟の工事であるが、この2棟の工事を同一工事として発注するにあたり、積算単価等の見直しを行っていた。しかしながら、2棟で同一仕様のもので積算根拠の違いから、単価差を生じていた。</p> <p>2棟それぞれの単価を照査したうえで設計書を作成すべきであった。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.57 長峰中学校耐震補強他工事(その2)]</p>	<p>それぞれの棟について異なる委託設計事務所によって積算が行われたこと、及び係内でのチェック不足が原因であるため、今後は、同一施設の設計は、同一時期に同じ設計事務所に委託するように努める旨、課内会議（平成21年4月15日）において確認し、課内に周知いたしました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p> <p><b>カ 見積り</b></p> <p><b>(7) 見積単価の照査</b></p> <p>本工事は、灘区における中学校の耐震補強他工事である。</p> <p>建築工事の積算において、一の工種について見積単価を採用する場合、原則として3社以上から見積りを徴集し、その総価比較を行い、最低価格のものを採用することとしている。</p> <p>そのためには見積り条件が同じであることが必要であり、個々の見積単価値に過大な差があるときは、見積りを徴集したメーカーに提示した条件を正確に把握して見積りを行っているか問合せ等を行う必要がある。</p> <p>本工事において、耐震補強のブレース設置工について見積りを3社から徴集していたが、そのうちの1工種である補強筋の採用単価が他の2社に比べ約30倍の開きがあった。</p> <p>実勢単価と比べ明らかに不相当と考えられる単価を採用した場合、設計変更の対象となった時に、適切な設計変更契約ができない恐れがある。</p> <p>見積りを採用する場合は、見積書の内容をより詳細に照査すべきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.57 長峰中学校耐震補強他工事(その2)]</p>	<p>見積りの個々の項目のチェックが不足していたことが原因であるため、見積りを総価で比較する場合であっても、見積書の個々の項目を確認するよう、課内会議（平成4月15日）において確認し、課内に周知いたしました。</p>	<p>措置済</p>



指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p> <p><b>カ 見積り</b></p> <p><b>(イ) 杭工事費</b></p> <p>本工事は、須磨区における特別支援学校の新築工事である。</p> <p>杭施工費を積算するにあたり、見積りを徴集したうえで、単価を決定していたが以下の不適切な取扱いがあった。</p> <p>① 総価比較して最低価格となったメーカーの価格を採用していたが、徴集した見積書における杭工事施工費の内訳の構成が各社で異なっており、正確な項目別価格の比較ができない状況にあったため、積算書の杭工事施工費内訳に計上する各単価（杭施工費、根固め液費、杭周固定液費等）の決定に齟齬をきたしていたもの</p> <p>② 計上すべき杭荷降ろし費が未計上であったもの</p> <p>見積りの徴集にあたっては、積算するうえで必要な内訳が記載されていない場合、メーカーに問合せ等を行い見積書の再徴集を行うなど、適切な積算を行うべきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.59 (仮称)青陽中養護学校校舎新築工事]</p>	<p>積算するうえで必要な内訳が記載されていなかったこと、および、係内のチェック不足が原因であるため、必要な内訳が記載されているか確認するよう、課内会議（平成21年4月15日）において確認し、課内に周知いたしました。</p> <p>また、設計委託の際に使用する仕様書に内訳構成の例示を添付する改訂を行い（平成21年3月31日）、適正な見積りの徴集に努めることとしました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 積算</b></p> <p><b>カ 見積り</b></p> <p><b>(ウ) 見積りの二重計上等</b></p> <p>見積りに基づいて積算する過程で、見積書の内容を十分に確認していなかったため、搬入費や仮設電源費を二重に計上しているもの等がみられた。</p> <p>積算時相互にチェックをする等、より詳細に照査し、適切な積算を行うべきである。</p> <p>① 須磨区内における特別支援学校建設の建築電気設備工事において、非常用発電機の搬入費を積算するときに、誤って市積算基準による搬入費とメーカーの見積りによる搬入費を計上していたため、二重計上されていたもの</p> <p>(都市計画総局建築技術部設備課)</p> <p>[No.74 (仮称) 青陽中養護学校校舎新築電気設備工事]</p>	<p>搬入費の積算について基準を明確にし、平成 21 年 3 月 12 日の合同係会議において設計担当職員にその内容について周知し、十分な照査を行うよう徹底しました。又、平成 21 年度 設備積算基準の改訂時（平成 21 年 7 月 1 日運用予定）から、搬入費の計上について基準を見直すこととしました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(3) 契約</b></p>		
<p><b>ア 臨時点検の取扱い</b></p> <p>本件は中央市民病院の空調機等の定期点検・整備業務である。</p> <p>本業務の仕様書では、病院内の空調設備を常時正常に維持するため、定期点検に加え、空調機が故障した場合発注者の依頼により臨時点検を行うよう請負人に義務付けている。また、業務期間を4月1日から翌年の3月31日とし、4～5月と11月の年2回の定期点検時期と無関係に10月と4月に支払いを行う等、通年で空調機の維持管理を行わせるための契約形態となっている。</p> <p>しかしながら、契約書・仕様書等に技術者の出張費用などの臨時点検に関する取り決めが無く、設計書上も臨時点検費が計上されていない。</p> <p>臨時点検の取扱いを適切に行うべきである。 (保健福祉局中央市民病院事務局設備課) [No.5 空気調和機・各種ユニット等保守点検業務]</p>	<p>ご指摘のとおり、不時の故障時に係員を派遣して臨時点検を請負人に義務付けておりましたが、臨時点検費を設計書に計上していませんでした。</p> <p>これは「適切な点検整備を実施しているのにも関わらず、設備に故障が生じたときは、業者が無償で対処すべき」との考えで、担保扱いにして臨時点検費を計上しなかったことが原因です。</p> <p>今後は、このようなことがないように、細心の注意を払って設計業務を進めるとともに、積算のチェックも十分に図ってまいります。H21年度からは、故障時対応（臨時点検）は、別途精算としました。また、定期点検費は春季定期業務と秋季点検業務の終了後に速やかに支払うよう明記し、実施することといたしました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(3) 契約</b>		
<p><b>イ 監理技術者の設置要件等の確認</b></p> <p>建設業法第 26 条では、下請契約の請負代金の額が 3,000 万円以上になる場合には、監理技術者を置かねばならないこととしている。また、「神戸市工事施工体制確認要領」においても、監理技術者の要件について確認することが定められている。</p> <p>下記に示す工事においては、監理技術者の設置や要件に関する確認が不十分であった。</p> <p>建設業法を遵守するよう請負業者に対し周知徹底すべきであった。</p> <p>① 監理技術者の未配置</p> <p>監理技術者を配置し、下請負人届についても変更届を提出する必要があったもの (建設局東部建設事務所) [No.7 東部 247 号線歩道改良及び車道復旧工事]</p> <p>② 監理技術者(変更)の経歴書、下請負人届(最終)の不備</p> <p>監理技術者変更時の経歴書、下請負人届(最終)が提出されていなかったもの (建設局中部建設事務所) [No.9 長田楠日尾線電線共同溝整備工事(その4)]</p>	<p>① 監督部署が請負人に対し建設業法を遵守するように指導し、特に下限金額の総計が 3,000 万円に近い場合、特に注意を払うように、平成 21 年 3 月 18 日の「土木工事関係係長会議」(道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会)で内容を説明するとともに、平成 21 年 3 月 25 日の所内会議で監督員への周知徹底を図った。</p> <p>② 今後は監督員と請負業者の間で、現場体制の確認・報告を徹底するよう、平成 21 年 4 月 13 日の「土木工事関係係会」(建設局中部建設事務所安全推進係)で内容を説明したうえで、同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(3) 契約</b></p> <p><b>ウ 単価契約工事の契約請書</b></p> <p><b>(7) 契約請書の遡り処理</b></p> <p>単価契約工事とは、予め数量を確定できない工種について単価で契約し、施工した実績数量を乗じて得た金額の代金を支払う契約形態である。その契約にあたっては、まず、単価について業者と契約し、市から請負業者へ指示書を提出し、それについて請負業者が工事請負契約請書を提出することによって、請負契約が整うものである。</p> <p>しかし、工事請負契約請書の提出時点では、概算数量のため金額も概算であるにもかかわらず、実績数量による金額が記載されていることから、工事請負契約請書が遡って処理されている状況がみられた。</p> <p>工事請負契約請書を遡らないよう適切に処理する必要がある。</p> <p>(建設局道路部工務課，建設事務所 単価契約工事全般)</p> <p>[No.19 平成 19 年度(後期)中部管内舗装補修単価契約工事]</p> <p>[No.20 平成 19 年度(後期)垂水管内側溝整備単価契約工事]</p> <p>[No.21 平成 19 年度(後期)交通安全施設単価契約工事その1]</p>	<p>平成 21 年度の単価契約工事から、請負業者へ指示書を出したものについて、請負業者から当初の概算額を記入した工事請負契約請書を提出してもらい、工事完了後に精算を行った結果、当初と金額の変更があった場合には、請負業者が工事請負変更契約請書を提出するよう事務の手引きを策定し、平成 21 年 4 月 9 日付 建道技第 590 号で土木技術管理委員会事務局から各部局へ周知を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(3) 契約</b>		
<p><b>エ 請負代金の支払</b></p> <p>神戸市ならびに(財)神戸市公園緑化協会の工事請負契約約款によれば、請負代金は、検査に合格し、かつ引渡しを受けたのち、請負業者の請求を受けてから 40 日以内に支払うことと規定されている。また、製造その他請負契約約款によれば 30 日以内と規定されている。</p> <p>しかし、請負代金の支払が、引渡しを受けたのち工事請負契約で 60 日、製造その他請負契約で 45 日を超えているものがあった。</p> <p>請負業者と連携を密にし、支払いに係る所定の手続きを、速やかに進める必要がある。</p> <p>① 工事請負契約で 60 日を越えていたもの (建設局東部建設事務所) [No.21 平成 19 年度(後期)交通安全施設単価契約工事その 1]</p> <p>② 製造その他請負契約で 45 日を超えていたもの (建設局中部建設事務所) [No.37 中部管内塵芥処理作業] (建設局公園砂防部管理課, 北建設事務所, 西建設事務所, 森林整備事務所) [No.38 公衆便所清掃作業その 2]</p>	<p>① 今後はこのようなことが無いよう、監督員に対し適切な啓発を行うとともに、所内でのチェック機能を高めていくよう、平成 21 年 3 月 18 日の「土木工事関係係長会議」(道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会)で内容を説明するとともに、平成 21 年 3 月 25 日の所内会議で監督員への周知徹底を図った。</p> <p>② 今後は、契約事務における支払いをより迅速なものとするため、作業完了後は速やかに請求書を提出するよう、請負業者を指導するとともに、業者からの請求が遅れたときには、市から請負業者に対して、書面で請求を促すことを徹底する。</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針等 ↓ 措置済 平成23年5月 10日 参照</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(4) 施工</b>		
<p><b>ア 産業廃棄物管理票の処理</b></p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により，工事で搬出される産業廃棄物について，請負業者は産業廃棄物を適正に処分することが義務付けられており，これを証するために産業廃棄物管理票（マニフェスト）を確認，保管することとなっている。</p> <p>これに対して，発注者として適正に処理されていることを確認するために，請負業者にマニフェスト（D票またはE票）の写しの提出を求めている。しかし，以下の工事について不適正な状況がみられた。</p> <p>適正に処理すべきである。</p> <p>① 請負人が保管すべきマニフェスト原票を受領し，市が保管していたもの                      (建設局西建設事務所)                      [No.12 二越橋耐震補強工事]                      (建設局北建設事務所)                      [No.26 北管内公園施設改修工事]                      (建設局西部建設事務所)                      [No.27 西部管内公園施設改修工事]                      (建設局中央水環境センター施設課)                      [No.44 西部処理場加温設備加熱器他改修工事]</p> <p>② 受領したマニフェスト（写）が極めて不鮮明で，記載内容が確認できないもの                      (都市計画総局建築技術部設備課)                      [No.80 稗田地域福祉センター他改修機械設備工事]</p>	<p>① (土木)</p> <p>請負人に対しては，発注者が保管していたマニフェストの写しを受領した上で，原票を返却し，保管義務の必要性について説明した。また，発注者としても，建設副産物の適性処理の観点から，マニフェスト制度の目的を十分認識した上で，適正な作成及び処理について，確認を行うとともに，今後は，このようなことがないよう，事務所内で周知徹底した。</p> <p>また，平成21年3月12日の事務所連絡会，平成21年3月18日の「土木工事関係係長会」（道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課の工事関係の係長会）で，各工事で請負人に土木工事共通仕様書の遵守を徹底するよう，また，土木技術管理委員会が策定した神戸市土木工事書類作成マニュアル（平成21年4月1日運用）を用いてチェックを行なうよう周知徹底した。</p> <p>(建築・設備)</p> <p>平成21年4月10日 「施設担当主幹・係長会議」で説明し，各所属においては，処理場全体会議にて，各担当者へ研修を行い周知徹底した。また，あわせて設備係掲示板「(機械電気)設計調査確認リスト」へも掲載し周知徹底した。</p> <p>② 平成21年3月12日の合同係会議において，産業廃棄物管理表の取扱いについて設計担当職員に周知し，又，提出書類については十分記載内容を確認するよう徹底しました。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p> <p><b>イ 産業廃棄物の処理</b></p> <p>産業廃棄物の処理について、以下の不適正な事例がみられた。</p> <p><b>(7) 水銀灯、蛍光灯の処理</b></p> <p>本業務は、道路管理者の管理する街路灯の球切れ補修等の維持修繕に係わる単価契約業務である。</p> <p>処理後の水銀灯、蛍光灯の廃棄処理については本業務で産業廃棄物として処理しているが、そのマニフェスト（写）を確認していない状況がみられた。</p> <p>水銀灯、蛍光灯の廃棄処理について適正に処理されているかマニフェスト（写）により確認すべきであった。</p> <p>(建設局道路部工務課，西建設事務所)</p> <p>[No.22 西建設事務所管内街路灯維持修繕単価契約業務]</p>	<p>今後は、このようなことがないよう、水銀灯・蛍光灯の適正な廃棄処理の確認のため、請負人に対して、マニフェスト（写）の提出を義務付けるよう、平成 21 年 2 月 18 日の事務所内会議で周知徹底した。</p> <p>また、平成 21 年 3 月 18 日の「土木工事関係係長会」（道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課の工事関係の係長会）で、内容を説明した上で、周知徹底した。</p>	措置済



指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p> <p><b>(イ) 石綿含有産業廃棄物の処理</b></p> <p>本工事は、西部処理場の消化タンク投入汚泥の加温設備を改修する工事である。</p> <p>平成18年に改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が同年10月から施行されており、本工事で撤去されたダクトのガスケット類は同法で新たに定義された「石綿含有産業廃棄物」に該当する。</p> <p>しかしながら、発注者、請負業者ともガスケット類が石綿を含有することは確認していたものの法律改正の内容を十分認識していなかったため、石綿を含まない産業廃棄物と同様の取扱いを行っていたものである。</p> <p>法令に則った適正な処理をすべきであった。</p> <p>(建設局中央水環境センター施設課)</p> <p>[No.44 西部処理場加温設備加熱器他改修工事]</p>	<p>平成 21 年 4 月 10 日 「施設担当主幹・係長会議」で説明し、各所属においては、処理場全体会議にて、各担当者へ研修を行い周知徹底した。また、あわせて設備係掲示板「(機械電気) 設計調査確認リスト」へも掲載し周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(4) 施工</b>		
<p><b>ウ 建設リサイクル法の事後通知等</b></p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）第11条では、地方公共団体が発注する工事で、特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を使用若しくは排出する工事については、発注者が工事着手前に必要事項を都道府県知事（神戸市の場合は神戸市長）にその旨を通知しなければならない。また、民間工事においては同法第10条で届出の義務が課せられている。</p> <p>しかしながら、未通知、事後通知、未届けとなっていた工事があった。</p> <p>建設リサイクル法を遵守し適正に処理すべきである。</p> <p>① 未通知であったもの （建設局北建設事務所） [No.18 小部明石線道路防災対策工事その2] （建設局公園砂防部緑地課） [No.28 しあわせの村山腹工事]</p> <p>② 事後通知であったもの （建設局公園砂防部緑地課，垂水建設事務所） [No.25 学園南緑地整備工事]</p>	<p>① 今後はこのようなことが無いよう，平成21年3月4日に事務所内で研修会を開催し，周知徹底した。</p> <p>② 各工事で請負人に土木工事共通仕様書の遵守を徹底するよう，また，土木技術管理委員会が策定した神戸市土木工事書類作成マニュアル（平成21年4月1日運用）を用いてチェックを行なうよう平成21年3月12日の事務所連絡会で周知を図った。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p><b>オ 工事实績データの未登録等</b></p> <p>請負金額 500 万円以上の公共工事については、工事实績データを（財）日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム（CORINS）に、登録する必要がある、設計図書にも明記されている。</p> <p>しかし、以下の工事において不適正な処理がなされていた。</p> <p>請負人を指導し、適正に処理すべきであった。</p> <p>① 変更契約により請負金額が 2,500 万円以上になったが、変更時と完成時の間が 10 日以内であったため、土木工事共通仕様書の読み違いにより、完成時の写しの提出も不要であると判断していたもの                      (保健福祉局健康部生活衛生課)                      [No.2 鴨越墓園参道舗装工事]</p> <p>② 請負金額が 2,500 万円以上の場合、登録事項に変更があった場合及び完成時にそれぞれ登録することとなっているが、登録事項の変更時及び完成時の登録がされていなかったもの                      (都市計画総局市街地整備部新長田南再開発事務所)                      [No.52 ジョイプラザ南側広場改修工事]</p>	<p>①</p> <p>○原因・背景</p> <p>請負業者が変更時と完成時の間が 10 日に満たない場合は変更時の提出を省略できる、とあるのを完成時も省略できると取り違えて、完成時の工事カルテを提出せず、監督員も気がつかなかった。</p> <p>○処理状況</p> <p>平成 20 年 12 月 5 日に請負人から完成時の工事カルテを提出させた。</p> <p>○今後の対応</p> <p>工事カルテの提出手続きについては、平成 20 年 12 月 26 日に担当職員に周知した。</p> <p>請負人への指導や施工前・施工中・工事完成時における提出書類の再確認を徹底する。</p> <p>② 工事实績情報システム(CORINS)に対する認識不足が原因であり、登録制度を周知し、提出書類のチェックを確実に行うように徹底することとした。</p> <p>事務所の 2 地区定例会議（平成 21 年 5 月 7 日開催）において周知徹底した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p> <p>③ 請負金額が設計変更により，500万円以上となったにもかかわらず登録がされていなかったもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.64 岩岡第1・第2地域福祉センター改修工事]</p>	<p>③ 監督員および請負人が登録条件に関する認識が不足していたことが原因であるため，工事実績情報システムの登録条件を確認し，請負人に適切に指導する旨を課内会議(平成21年4月15日)において確認し，課内に周知いたしました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(4) 施工</b>		
<p><b>カ 工事等の安全管理</b></p> <p>工事の安全管理上, 下記のような不適切な施工事例がみられた。</p> <p>安全に係る不徹底であり, 必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるとともに, 請負人への指導を厳重に行うべきである。</p> <p>① 道路使用許可条件の遵守</p> <p>公園管理等作業において, 道路使用をする場合は, 所轄警察署に道路使用許可を受けた上でその許可条件を遵守する必要がある。しかし, 一部において不適切な, あるいは写真がなく作業状況が確認できない状況がみられたもの</p> <p>(建設局北建設事務所)</p> <p>[No.32 北区内街路剪定作業]</p> <p>(建設局西建設事務所)</p> <p>[No.33 西管内緑地帯管理作業(その3)]</p> <p>(建設局公園砂防部管理課)</p> <p>[No.34 フラワーロード他管理作業]</p> <p>(建設局垂水建設事務所)</p> <p>[No.35 垂水管内公園樹木街路樹灌水作業]</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>[No.36 東部管内害虫駆除作業]</p> <p>② 土留工の施工</p> <p>1) 土留工なしの試掘掘削</p> <p>電線共同溝の整備工事において, 地下埋設物の配管位置や深さを確認するため, 試掘を行っている。</p> <p>地下埋設物の工事等で地盤を掘削する際, その深さが1.5mをこえ, 切取り面が崩壊す</p>	<p>① 平成 21 年度発注分の作業から, 道路使用許可書の写しを提出書類として仕様書に明記し, 担当部署で許可内容について確認を行うよう改善した。(平成 21 年 2 月 3 日付事務連絡)</p> <p>また, それにあわせて, 作業現場において許可条件が遵守されているか現地確認を行い, 作業における安全確保の徹底を請負業者に指導し, 事故防止に努める。</p> <p>②</p> <p>1) 今後は請負業者に対し, 工事の適切な施工方法及び管理について指導に努めるよう, 事務連絡にて周知徹底した。(平成 21 年 4 月 13 日 土木工事関係係会にて(建設局中部建設事務所安全推進係))</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p>る可能性がある場合には、土留め工を施工しなければならないことになっている。</p> <p>しかし、この試掘において、深さ約3mの直掘にもかかわらず、必要な土留を行っていませんでした。</p> <p>(建設局中部建設事務所)</p> <p>[No.9 長田楠日尾線電線共同溝整備工事(その4)]</p>		
<p>2) 土留めの安全な施工</p> <p>同上工事において、掘削をバックホウで行っているが、掘削側面が崩れ危険な状況がみられた。その後の撮影時には矢板を建て込んではいないが、危険な状況になる前に土留めを行う必要があったもの</p> <p>(建設局中部建設事務所)</p> <p>[No.9 長田楠日尾線電線共同溝整備工事(その4)]</p>	<p>2) 今後はこのようなことが無いよう、平成21年4月13日に「土木工事関係係会」(中部建設事務所安全推進係内の土木工事担当者の会)を開催し、内容を説明するとともに請負業者に対し、掘削作業前に適切な施工方法を選択するよう指導する事を周知徹底した。(建設局中部建設事務所安全推進係)</p>	措置済
<p>③ 手すり先行型足場の遵守</p> <p>臨港線整備工事では、擁壁等の施工にあたり枠組み足場の設置する場合は、特記仕様書で手すり先行型足場を指定しているが、手すりが先行設置されていないうえ、手すりがなまま作業をしている状況がみられたもの</p> <p>(建設局中部建設事務所)</p> <p>[No.8 臨港線整備工事]</p>	<p>③ 今後はこのようなことが無いよう、平成21年4月13日に「土木工事関係係会」(中部建設事務所安全推進係内の土木工事担当者の会)を開催し、手摺先行型足場の研修を行うとともに、請負業者に対し特記仕様書を遵守するよう監督指導することを周知徹底した。(建設局中部建設事務所安全推進係)</p>	措置済
<p>⑥ 害虫駆除等の薬剤散布作業者の保護</p> <p>1) 害虫駆除作業において、作業員が薬剤付着防止の手袋を未着用のまま、またゴーグルを上げたまま(着用していない)で薬剤散</p>	<p>⑥ 請負業者に対して、防護具着用を含めた作業者の安全管理を徹底するよう指導していく。(平成20年度の請負業者には、平成21年3月24日に指導済み。)</p>	措置済

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(4) 施工</b>		
布作業をしていたもの (建設局東部建設事務所) [No.36 東部管内害虫駆除作業]		

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(4) 施工</b>		
<p><b>キ 事故の再発防止</b></p> <p>下記の工事において、その施工に際し事故が発生している。</p> <p>事故の原因は、請負人が行うべき事前調査や施工管理が不十分であったことによるが、発注者としても事故が生じた現状を真摯に受け止め、その背景を分析し、今後再発しないように、安全点検や安全教育等により請負人への指導をより効果的に実施するとともに、成績評定で厳しい措置を取るなど、これら工事に限らず事故の再発防止を徹底する必要がある。</p> <p>① コンクリート床版取壊し時の床版内に埋め込まれた水道給水管 13 mmの破損事故 (建設局東部建設事務所) [No.7 東部 247 号線歩道改良及び車道復旧工事]</p> <p>② 既設街渠取壊し時の油圧ブレーカーによる水道配水管 200 mmの破損事故 (建設局中部建設事務所) [No.9 長田楠日尾線電線共同溝整備工事(その4)]</p> <p>③ バックホウによる掘削作業中の水道配水管 150 mm分水栓部 25 mmの破損事故 (建設局中部建設事務所) [No.9 長田楠日尾線電線共同溝整備工事(その4)]</p>	<p>① 今後はこのようなことが無いよう、監督員に対し適切な啓発を行うとともに、所内でのチェック機能を高めていくよう、平成 21 年 3 月 18 日の「土木工事関係係長会議」(道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会)で内容を説明するとともに、平成 21 年 3 月 25 日の所内会議で監督員への周知徹底を図った。</p> <p>② 今後はこのようなことが無いよう、平成 21 年 4 月 13 日に「土木工事関係係会」(中部建設事務所安全推進係内の土木工事担当者の会)を開催し、事故の内容を説明するとともに、請負業者に対し、掘削作業時に適切な施工方法を選択するよう指導する事を周知徹底した。(建設局中部建設事務所安全推進係)</p> <p>③ 今後はこのようなことが無いよう、平成 21 年 4 月 13 日に「土木工事関係係会」(中部建設事務所安全推進係内の土木工事担当者の会)を開催し、事故の内容を説明するとともに、請負業者に対し、掘削作業時に適切な施工方法を選択するよう指導する事を周知徹底した。(建設局中部建設事務所安全推進係)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>



指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p> <p>④ 工事で使用したラフタークレーン車を移動中、吊りフックを隣接する建物の屋根に接触させたことによる屋根材の破損事故 (建設局西水環境センター管理課) [No.46 垂水処理場 2 系汚泥消化タンク機械設備工事]</p>	<p>④ 平成 21 年 4 月 10 日 「施設担当主幹・係長会議」で説明し、各所属においては、処理場全体会議にて、各担当者へ研修を行い周知徹底した。また、あわせて設備係掲示板「(機械電気)設計調査確認リスト」へも掲載し周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p> <p><b>ク スロープ部の手すり高さ</b></p> <p>本工事は、北区の鴨越墓園の新規墓地造成工事（0.4ha）である。その造成区画内に移動等の円滑化の促進としてスロープを設け、併せて2段式手すりを設置している。</p> <p>しかし、設計図面通りに施工されなかったために、手すりが整備基準よりも約40cm高くなっていたものである。</p> <p>設計図面と整合するよう施工途上での確認ならびに検査を徹底し、整備基準に合致するよう手すりを設置すべきであった。</p> <p>（保健福祉局健康部生活衛生課） [No.1 鴨越墓園中期整備工事(その14)]</p>	<p>○原因・背景</p> <p>工事途中及び完了時において設計図面と現場との確認を怠ったとともに、担当職員の移動円滑化基準に対する認識が不十分であった。</p> <p>○措置方針</p> <p>請負業者との協議により、瑕疵担保にかかる他工事と同時期に手直し工事を施工する予定。</p> <p>瑕疵担保期限：平成21年5月31日</p> <p>○今後の方針</p> <p>移動円滑化基準に対する理解を深めるとともに、細心の注意を払って工事監督を行う。</p>	<p>措置方針等</p> <p>↓</p> <p>措置済 平成23年5月 10日 参照</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p><b>ケ 車止めの引き抜け</b></p> <p>本工事は、東灘区の西平野公園（街区公園）の整備工事である。</p> <p>公園入口部に逆 U 型の可動式の車止工を設置しているが、その一方の施錠部はロックが掛かるものの、もう一方の非施錠部を上げると引き抜けるという安全性に欠ける状況がみられた。</p> <p>可動式の車止工の非施錠部が引き抜けないよう施工すべきであった。</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>[No.24 東灘山手 1 号公園整備工事]</p>	<p>設計上、立ち上がり部分は 80 mm であったが、68 mm しかなかったことが原因であり、施工瑕疵があったものとして、手直し工事を平成 21 年 2 月 12 日に行った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p><b>コ 横断歩道橋階段撤去部の処理</b></p> <p>本工事は、旧国道 428 号線に架かる横断歩道橋を撤去し、併せて交差点の改良を行ない、周辺のバリアフリー化を行うものである。</p> <p>歩道橋階段の撤去に伴い、両側主桁鋼材（角型）切断箇所 の閉塞処理が行われておらず、鋼材内部に雨水が入り、内面腐食の原因になる状況がみられた。</p> <p>切断箇所について、耐久性を考慮した対応をすべきであった。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p> <p>[No.17 箕谷駅周辺バリアフリー化工事]</p>	<p>雨水の浸入を防ぐため、鋼板により閉塞を実施した（平成 21 年 3 月）。</p> <p>今後歩道橋補修の一環として防錆対策を含めた処理を検討・実施（平成 21 年 10 月末を予定）していく。</p>	<p>措置方針等</p> <p>↓</p> <p>措置済 平成23年5月 10日 参照</p>

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p><b>ス 支給品の受渡簿, 返納簿の整備</b></p> <p>本業務は, 建設局が管理する小部トンネル他 23 トンネルの照明施設や非常用施設等を保守点検する業務である。</p> <p>照明灯の球取替えにおいて, 市が取替え球を支給しているが, その受渡簿, 返納簿が整備されていない状況であった。</p> <p>取替え球の支給品について, その受渡簿, 返納簿を整備すべきである。</p> <p>(建設局道路部工務課)</p> <p>[No.23 平成 19 年度小部他 23 トンネルの照明・非常用施設等の保守点検業務]</p>	<p>資材受渡簿, 返納簿の整備を行い, 平成 21 年 1 月の保守点検業務から受渡簿, 返納簿を作成した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p>		
<p><b>セ 石綿含有建材処理工事の施工記録</b></p> <p>石綿含有建材除去工事においては、作業者等の健康への影響を考慮して、請負人は、細心の注意をもって法令等に従った手順で処理を行うとともに、「施工記録」を作成し、監督員へ提出することとなっている。</p> <p>しかしながら、「施工記録」のうち「作業者の作業記録」が提出されていないものがあった。</p> <p>適正に処理すべきである。</p> <p>(都市計画総局市街地整備部市街地整備課)</p> <p>[No.51 新長田V仮設工場解体撤去工事] (都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.56 長峰中学校耐震補強他工事] [No.58 布引中学校耐震補強他工事] [No.63 稗田地域福祉センター他改修工事]</p>	<p>請負人が本記録を作成していたものの、施工記録への添付漏れがあり、監督員も認識が不十分なまま受領していたことが原因であり、今後発注の工事については、石綿含有建材除去工事がある場合は、「作業者の作業記録」の提出漏れがないよう、平成 21 年 3 月 26 日に担当者会議を開催し、指摘内容を周知徹底致した。</p> <p>また、工事関係書類のチェックリストを作成し、適正に業務を行っていく。</p> <p>なお、本工事については、請負人より「作業者の作業記録」の提出を受けた。</p> <p>(都市計画総局市街地整備部市街地整備課)</p> <p>工事書類の確認が不足していたことが原因であるため、今後は、工事書類の確認を徹底するよう、課内会議（平成 21 年 4 月 15 日）において確認し、課内に周知いたしました。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施工</b></p> <p><b>ソ 指示書の未交付等</b></p> <p>監督員は、工事請負契約約款に基づき、契約の履行について請負人に対する指示を行う場合には、原則として書面をもって行うこととなっている。</p> <p>しかしながら、以下の工事について不適正な処理が行われていた。</p> <p>適正な処理をすべきであった。</p> <p>① 指示を口頭で行い、その内容を打合せ簿や議事録に記載するなどしているが、設計変更が行われた工種についての指示の明確な記載がないものがあるとともに、打合せ簿等の書面に監督員の押印がなされておらず上司の承諾（決裁）が行われていないもの</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.58 布引中学校耐震補強他工事]</p> <p>② 指示を口頭で行い、設計変更指示書を設計変更の契約日にまとめて作成していたもの</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.64 岩岡第1・第2地域福祉センター改修工事]</p>	<p>適正な工事の履行の観点からも不適切な処理であるため、請負人に対する指示は、口頭だけではなく、必ず書面で行うとともに、上司への承諾を徹底するよう、課内会議(平成21年4月15日)において確認し、課内に周知いたしました。</p> <p>また、工事書類の具体的な留意事項を記載するよう「設計・工事書類の手引き」の改訂を平成21年度中に行う予定です。</p>	<p>措置済</p>